

今から間に合う

同一労働 同一賃金 対策講習会

同一労働同一賃金を定める『パートタイム・有期雇用労働法』の改正法が施行され、非正規雇用労働者を対象に「職務内容や責任の程度、人材活用（転勤など）の仕組みで不合理な相違があってはならない」「非正規雇用労働者であることを理由に差別的扱いをしてはならない」と、規定が設けられました。

本講座では、同一労働同一賃金についてまだ理解が不足していると感じる事業所やパート・アルバイトを雇用しているがまだ対策が出来ていない事業所向けに、概要、ガイドライン、問題となりうる場面、実際の裁判事例、同一労働同一賃金の具体的な対策を簡単に分かりやすく説明いたします。

日時 8月26日(木) 14:00～16:00
 会場 小松商工会議所 305号室
 定員 20名 ※定員になり次第
 締め切らせていただきます。
 受講料 無料
 講師 ヒュースター労務サポート事務所
 社会保険労務士 山下 大揮氏
 主催 小松商工会議所 申込締切 8月19日(木)

講師紹介



ヒュースター労務サポート事務所
社会保険労務士

山下 大揮氏

主な保有資格：社会保険労務士、中小企業診断士、行政書士
 石川県立金沢二水高校卒業後、神戸大学法学部へ入学。
 同校卒業後、和歌山県庁・金沢市の機械メーカー勤務などを経て、
 ヒュースター労務サポート事務所を開業。

対象
事業所

- 同一労働同一賃金についてまだ理解が不足していると感じる事業所
- パート・アルバイトを雇用しているがまだ対策が出来ていない事業所

お申込みいただく前にご確認ください

- ・受講にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用・手洗い・手指の消毒などにご協力下さい。
- ・講座前に受付で検温を実施し、37.5度以上の場合、受講をお断りする場合がございます。
- ・講座の内容、日程は一部変更となる場合がございます。あらかじめ、ご了承ください。

申込方法

「受講申込書」にご記入のうえ、FAXまたはお電話にてお申込みください。

小松商工会議所中小企業相談所 TEL 21-3121 FAX 21-3120

※きりとり線

同一労働同一賃金対策講習会 受講申込書

事業所名		参加者氏名	1.
事業所住所	〒		2.
TEL FAX番号	TEL FAX		3.